

「なんでも情報局アンテナ」への掲載条件

掲載できる団体（掲載優先順）

- ① 市内の公共的施設を活動場所とし、常時活動している市民サークルや団体
- ② 市から後援・共催を受けている団体
- ③ 市内のその他団体（学校、社会福祉施設、保育園、幼稚園、商工会議所、NPO 法人等）
- ④ 官公署
- ⑤ 市外のその他団体

市民サークル・団体とは

2人以上で構成され、構成員の半数以上が市民で、年齢や性別等を除き、加入に特別な条件の必要がないもの

掲載できる内容

- ① 市内の公共的施設で行われる催し（講座・講演会・イベントなど）や活動の会員募集（会員募集を目的とした体験会は会員募集に含む）で公募するもの※オンラインを除く
- ② 官公署のお知らせや募集
- ③ オンライン講座の場合は、市内団体または市の後援・共催を受けているイベント
- ④ 以下のいずれにも該当しないもの
 - 政党・政治的・宗教的活動に関連したり連想させたりするもの
 - 営利活動・個人活動のもの
※間接的なもの・将来営利につながる可能性のあるもの、塾や私が教えます式のものを含む
 - 費用や入会金・月額等が高額なものや内訳が不明瞭なもの
 - 講師・指導者が、団体の責任者や原稿の問い合わせ先・申し込み先になっているもの
 - 問い合わせ先（原則電話番号）が市外のもの
 - 参加・加入に特別な条件（会員限定など）のあるもの ※年齢・性別は除く
 - 期日までに連絡先の確認ができなかったもの
 - 同一年度内に掲載したことのある催しもの
 - 異なる団体だが、問い合わせが同一人物である記事の同一号掲載
 - 過去の掲載で苦情やトラブルのあった団体のもの
 - その他、行政広報として掲載にふさわしくないと判断されるもの

公共的施設とは

- ① 国や都や自治体所有の施設
- ② 地域の集会所
- ③ 広く一般に貸し出しを行っている場所

（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第1章第2条に該当するもの、貸し出し場所の管理者が主催または申し込み者の場合を除く）

※市外公共的施設は温水プールや使用料助成対象ホール等、市内に同じような施設がないもののみ可

原稿の作成について

- ① 必ず専用の申し込み用紙を使い、正確に枠内に収めて提出してください。
※掲載後に生じた問題に関しては、市は一切の責任を負いません。
- ② 催しと会員募集を同じ号へは掲載できません。
- ③ 同一団体の掲載は、催しは**1か月以上（年間12回まで）**、会員募集は**6か月以上（年間2回まで）**の間隔をあけてください。連続掲載はできません。
- ④ 問い合わせ（申し込み先）は、①電話のみ②電話と電子メール③電話と **https で始まるSSL 対応済みの**団体URLのいずれかを掲載できます。URLはQRコードで掲載します。URLを掲載希望する場合はQRコードを原稿と一緒に電子メールで提出してください。（※QRコードは株式会社デンソーウェブの商標登録です）

原稿の提出方法

◎持ち込み…企画部秘書広報課広報係（市役所4階） ☎0428-22-1111

※土・日曜日、祝日を除く午前8時30分～午後5時15分

◎ファックス…0428-21-2879

※送信後に秘書広報課へファックスが届いているかご確認ください。

◎電子メール…div0110@city.ome.lg.jp

※送信後1週間以内に受け付け完了のメールを返信します。返信がない場合はメール不着ですので、電話でご一報ください。

原稿提出後

- ① 掲載に際して、広報係から電話番号と掲載内容の確認連絡を行います。着信や留守番電話が残っていましたが、秘書広報課広報係まで折り返しご連絡をお願いします。
- ② ページの構成等により、文意を損ねない程度に加筆・除筆等を行います。
- ③ 市から会員名簿や活動状況を確認できる書類（予算や決算、計画書など）の提出を求められることがあります。
- ④ 広報紙面は青梅市ホームページにも掲載しています。

原稿の提出期限（期限後は原稿を掲載することができません）

<最新の提出期限は市ホームページや、なんでも情報局アンテナページの上部帯欄でお知らせ>

◆1日号…掲載希望月の前月5日の午後5時15分まで

◆15日号…掲載希望月の前月20日の午後5時15分まで

※原稿提出締切日が休日と重なった場合は、直前の開庁日が締切日となります。

※1月1日号はなんでも情報局アンテナ欄は休載です。1月15日号は締切日が早まります。

※大型連休や年末年始等は原稿提出締切日が早まります。

あなたの提出した原稿は 月 日号に掲載予定です。